改正後	改正前
［19～31　略］	［19～31　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

三十一　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	削除	

［2～24　略］

2　放送業務用伝搬障害防止区域

［1　略］		
2	削除	

［3・4　略］

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県厚木市岡田3198　(73.60) (2)　神奈川県厚木市恩名１―７―77　(61.20)	北緯35度25分06秒東経139度21分51秒の地点と北緯35度26分02秒東経139度21分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～24　同左］

2　［同左］

［1　同左］		
2	(1)　熊本県熊本市世安町７　(58.50) (2)　熊本県熊本市河内町岳1880　(666.20)	北緯32度47分07秒東経130度41分59秒の地点と北緯32度47分39秒東経130度40分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［3・4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十二　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

［1～3　略］

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［1　略］		
2	(1)　静岡県浜松市東区上西町字長表1300　(69.40) (2)　静岡県浜松市北区都田町字神郷地103―２　(120.30)	北緯34度43分32秒東経137度46分05秒の地点と北緯34度45分44秒東経137度44分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度47分55秒東経137度42

改正前

［1～3　同左］

4　［同左］

［1　同左］		
2	(1)　静岡県浜松市東区上西町字長表1300　(69.40) (2)　静岡県浜松市北区都田町字神郷地103―２　(110.30)	北緯34度43分32秒東経137度46分05秒の地点と北緯34度45分44秒東経137度44分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度47分55秒東経137度42